

情報管理に関する基本指針

平成23年7月14日 制定
技術研究組合 NMEMS 技術研究機構
理事長

技術研究組合 NMEMS 技術研究機構（以下「機構」という。）は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び関係諸法令等の遵守徹底を図るため、以下の項目の実施について努力する。

1. 規程類の整備

当機構の保有する情報の管理について、利用・保管・持ち出し・消去等の取扱要領を整備し、職員に周知徹底を図る。

2. 利用目的の明確化

当機構の保有する情報又は取得しようとする情報については、利用目的を明確にして、目的外の利用はしないものとする。

3. 安全管理体制と職員教育の強化

情報の管理責任者を設置し、安全管理の強化を図ると共に職員に対する情報管理教育を実施する。

4. 個人情報が漏えいした場合の対応

- (1) 万一個人情報が漏えいした場合は、「個人情報漏えい等に関する報告」を経済産業省に提出しその指導に従う。
- (2) 再発防止のための対策をすみやかに行う。

5. 情報管理の重要性について注意喚起

定例の会議等において、随時、情報管理についての重要性を徹底するものとする。

以 上